

継続検査手続きの際、保安基準適合証とともに自賠責証明書本紙の提示又は写しの提出が義務付けられている。(自動車損害賠償保障法第9条第1項)

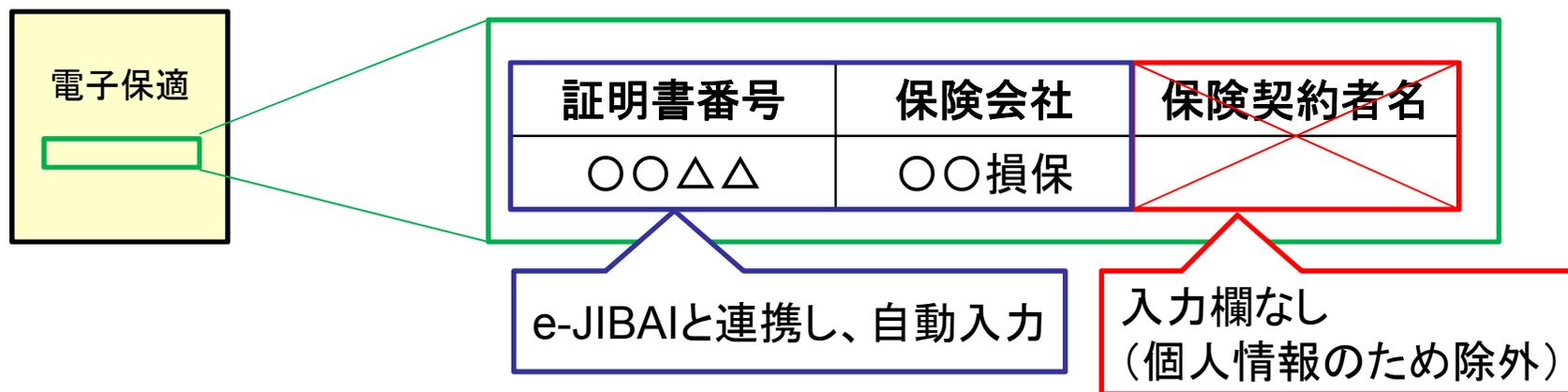
《紙保適の場合》

保安基準適合証に自賠責保険証の「証明書番号」、「保険会社」、「保険契約者名」を記載することにより、自賠責証明書の写しの提出に代えている。

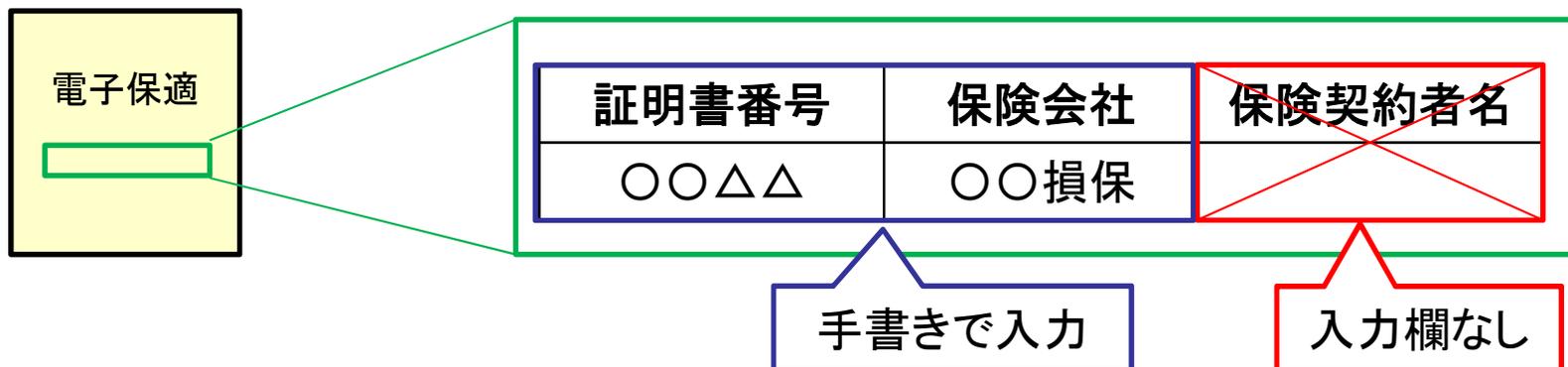


《電子保適の場合(電子自賠対応)》

自賠責保険証の電子情報を登録情報処理機関に提供することで、行政庁に提示したものとみなす。(自動車損害賠償保障法第9条第3項)



《電子保適の場合(電子自賠非対応)》



- ・ 自動車損害賠償保障法第9条第3項は適用されない。
- ・ 「保険契約者名」は電子保適の記載事項に含まれていないため、本通達の取扱いができない。



自賠責証明書本紙の提示又は写しの提出が必要

【対応】

- ・ 電子保適の場合においても自賠責証明書の写しの提出を省略可能とするため、「保険契約者名」を記載項目から削除する。

証明書番号	保険会社	保険契約者名

- ・ 自賠責証の情報を登録情報処理機関に提供できない場合※に限り、電子保適に上記の情報を入力することで自賠責証の写しに代えることができることとする。
(※ 電子自賠非対応の場合、契約者の委託が得られない場合)